



宮 崎 県 公 報

平成31年3月22日（金曜日）号外 第 7 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

条 例

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 2	
○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………（医療業務課） 5	
○宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………（ " ） 5	
○宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例……………（ " ） 7	
○手話等の普及及び利用促進に関する条例……………（障がい福祉課） 8	
○宮崎県主要農作物等種子生産条例……………（農産園芸課） 10	
○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例……………（漁村振興課） 11	
○国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例……………（用地対策課） 13	
○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路保全課） 14	
○河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（河川課） 14	
○海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（ " ） 16	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 改正の理由及び主な内容

証紙代金収納計器による自動車取得税の納付及び自動車税の徴収を廃止する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 改正の理由及び主な内容

助産師の確保を図ることを目的として、修学資金の貸与額を増額することができるようにするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 改正の理由及び主な内容

医療法の改正に伴い、修学資金の返還免除を受けるために必要な指定医療機関における勤務期間に係る取扱いを変更するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（条例第10号）

1 制定の理由及び主な内容

本県の医療提供体制の充実を図るため、医師の確保が特に必要な診療科で専門研修を受ける医師に対し、研修資金を貸与することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 手話等の普及及び利用促進に関する条例（条例第11号）

1 制定の理由及び主な内容

言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進し、障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行われ、共に生きる社会の実現を目指し、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県主要農作物等種子生産条例（条例第12号）

1 制定の理由及び主な内容

本県の主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関し、県の責務並びに採種団体及び指定種子生産者並びに生産者の役割を明らかにすることにより、本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を推進するため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、使用料等について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、使用料等について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人の県民税に係る徴収取扱費の計算)	(個人の県民税に係る徴収取扱費の計算)
第29条 市町村長は、法第47条第1項各号の規定によって、6月、9月、12月及び3月中に前3月間における事実に基づき、次に掲	第29条 市町村長は、法第47条第1項各号の規定によって、6月、9月、12月及び3月中に前3月間における事実に基づき、次に掲

げる事項を記載した徴収取扱費の計算書を知事に送付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 [略]

(個人の事業税の賦課徴収に関する報告)

第34条 知事は、法第72条の55第1項、第2項及び第3項の規定によって申告すべき事項のほか、個人の事業税の賦課徴収に関し必要があるときは、納税義務者に対し、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 前各号に掲げるもの以外の経費に関する事項

(4) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(不動産取得税の減免)

第40条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該不動産の取得をした者の申請により、不動産取得税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者が取得した不動産で知事が特に必要と認めるものの取得

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第6章(第752条及び第755条を除く。)の規定の例による。

(自動車取得税の納付の方法)

第54条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、当該申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。)に相当する金額の表示を受けることによって自動車取得税を払い込まなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することによって、自動車取得税を払い込むことができる。

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「行政手続情報通信法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号。以下「行政手続情報通信条例」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項の申告書の提出を行う場合

(2) その他知事がやむを得ないと認めた場合

3 第1項の証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(特別徴収義務者の指定等)

第56条 軽油引取税の特別徴収義務者として次に掲げる者を指定する。

げる事項を記載した徴収取扱費の計算書を知事に送付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 [略]

(個人の事業税の賦課徴収に関する報告)

第34条 知事は、法第72条の55第1項、第2項及び第3項の規定によって申告すべき事項のほか、個人の事業税の賦課徴収に関し必要があるときは、納税義務者に対し、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもの以外の経費に関する事項

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(不動産取得税の減免)

第40条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該不動産の取得をした者の申請により、不動産取得税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者が取得した不動産で知事が特に必要と認めるものの取得

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第7章(第752条及び第755条を除く。)の規定の例による。

(自動車取得税の納付の方法)

第54条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、法第124条第1項の証紙に代えて、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

(特別徴収義務者の指定等)

第56条 軽油引取税の特別徴収義務者として次に掲げる者を指定する。

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前各号に掲げる者を除くほか、徴収の便宜を有する者で知事の定めるもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1) 商品であって使用しない自動車（道路運送車両法第4条に規定する登録を受けているものを除く。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第62条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、法第152条第1項の申告書を知事に提出する際、当該申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車税額に相当する金額の表示を受けることによって、自動車税を払い込まなければならない。この場合において、知事がやむを得ないと認めるときは、当該自動車税額に相当する現金を納付することによって、自動車税を払い込むことができる。</p> <p>4 法第152条第1項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>5 第3項の証紙代金収納計器の取扱いについては、自動車取得税に係る証紙代金収納計器の取扱いの例による。</p> <p>(自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第62条の3 知事は、納税者が行政手続情報通信法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続情報通信条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第152条第1項の申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第63条 [略]</p> <p>2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条第1項第1号の規定に該当する自動車については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>(鉦区税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第68条 [略]</p> <p>2 知事は、鉦区税の賦課徴収に関し必要があるときは、納税義務者に対し次に掲げる事項の報告を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる者を除くほか、徴収の便宜を有する者で知事の定めるもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1) 商品であって使用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する登録を受けているものを除く。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第62条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、法第152条第1項の申告書を知事に提出する際、当該自動車税額に相当する現金を納付し、当該申告書に納税済印を受けなければならない。</p> <p>4 法第152条第1項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第62条の3 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第152条第1項の申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第63条 [略]</p> <p>2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条第1項第1号の規定に該当する自動車については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>(鉦区税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第68条 [略]</p> <p>2 知事は、鉦区税の賦課徴収に関し必要があるときは、納税義務者に対し、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(3) <u>前各号</u>に掲げるものを除く外、知事において必要があると認める事項 (狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務) 第85条の3 狩猟者の登録を受ける者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>前各号</u>に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項 2 [略]</p>	<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項 (狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務) 第85条の3 狩猟者の登録を受ける者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>前3号</u>に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項 2 [略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第51条第4項の改正規定、第54条の改正規定、第60条第1項第1号の改正規定、第62条の2第3項の改正規定、同条第5項を削る改正規定及び第62条の3の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例（昭和41年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与額等) 第4条 [略]</p>	<p>(貸与額等) 第4条 [略] 2 <u>第2条第2号イに規定する学校又は助産師養成所に在学する者については、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる貸与額に、規則で定める額を加算した額を貸与することができる。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日から引き続き宮崎県看護師等修学資金貸与条例第2条第2号イに掲げる施設に在学する者に係る修学資金の貸与額は、この条例による改正後の宮崎県看護師等修学資金貸与条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 指定医療機関 県内に所在する<u>公的医療機関</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。）等のうち、規則で定めるものをいう。 (3)～(5) [略] (貸与の対象者) 第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 指定医療機関 県内に所在する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は<u>診療所</u>（同条第2項に規定する診療所をいう。）等のうち、規則で定めるものをいう。 (3) <u>キャリア形成プログラム</u> 医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。 (4)～(6) [略] (貸与の対象者) 第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要</p>

件を満たす者とする。

(1) [略]

(2) 医師法(昭和23年法律第 201号)第 2 条の規定による免許(以下「免許」という。)を受け、同法第16条の 2 第 1 項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した後、指定医療機関において医師の業務(以下「業務」という。)に従事しようとする者であること。

(返還)

第 7 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月の初日から、第 1 号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第 2 号から第 4 号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合(この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) [略]

2・3 [略]

(返還の免除)

第 9 条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2 倍に相当する期間を経過する日までの間(臨床研修を受けた期間及び育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。)に、指定医療機関において貸与期間に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)業務に従事したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2・3 [略]

第10条 [略]

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2 倍に相当する期間を経過する日までの間(臨床研修を受けた期間及び育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。)に、指定医療機関で業務に従事した場合において、その従事した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第 2 条第 2 号の改正規定を除く。)による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例の規定は、平成31年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き修学資金の貸与を受けている者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者の修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされた者のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においてこの条例による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例第 2 条第 2 号に規定する指定医療機関において業務に従事した者の業務に従事した期間は、この条例による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例(以下「改正前の条例」という。)第 9 条第 1 項及び第10条第 2 項の規定の適用について

件を満たす者とする。

(1) [略]

(2) 医師法(昭和23年法律第 201号)第 2 条の規定による免許(以下「免許」という。)を受け、県内で同法第16条の 2 第 1 項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した後、指定医療機関において医師の業務(以下「業務」という。)に従事しようとする者であること。

(3) キャリア形成プログラムの適用を受ける者であること。

(返還)

第 7 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月の初日から、第 1 号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第 2 号から第 5 号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合(この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) キャリア形成プログラムを満了しないことが事実となったとき。

(5) [略]

2・3 [略]

(返還の免除)

第 9 条 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間を経過する日までの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。)に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)に達したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2・3 [略]

第10条 [略]

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間を経過する日までの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。)に、県内で臨床研修を修了し、かつ、指定医療機関において業務に従事した場合において、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。

は、改正前の条例第2条第2号に規定する指定医療機関において業務に従事した期間とみなす。

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例

（目的）

第1条 この条例は、宮崎県内の病院又は診療所の特定診療科（以下「県内の特定診療科」という。）において専門研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けている医師に対し、研修資金を貸与することにより、県内の特定診療科の医師の育成及び確保を図り、もって本県における医療提供体制の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定診療科 医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものをいう。
- （2） 研修資金 専門研修のための資金をいう。
- （3） 指定医療機関 県内の特定診療科のうち、規則で定めるものをいう。
- （4） 貸与期間 研修資金の貸与を受けた期間をいう。
- （5） 業務従事期間 規則で定めるところにより指定医療機関において医師の業務に従事したと認められる期間をいう。
- （6） 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。
- （7） 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。

（貸与の対象者）

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 県内の特定診療科において、専門研修を受けている者（規則で定める者を除く。）であること。
- （2） 専門研修を修了した後、指定医療機関において医師の業務に従事しようとする者であること。

（貸与の額等）

第4条 研修資金の貸与の額は、月額15万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

- 2 研修資金は、3年を超えない範囲内において貸与する。
- 3 研修資金は、無利子とする。

（保証人）

第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の停止等）

第6条 知事は、研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、当該研修資金は、研修資金の貸与を受けている者が、専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を行わないものとする。

- （1） 専門研修を中止したとき。
- （2） 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （3） 死亡したとき。
- （4） 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与を受けている者として不相当と認められるとき。

（返還）

第7条 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- （1） 前条第2項の規定により、研修資金の貸与が行われなくなったとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は

、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により当該研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、当該研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

(返還の免除)

第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 専門研修を修了した日(宮崎県医師修学資金貸与条例(平成18年宮崎県条例第50号)の規定により貸与を受けた者にあつては、同条例第9条第1項に規定する必要勤務期間を終了した日)の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。)に、業務従事期間が貸与期間に相当する期間に達したとき。

(2) 指定医療機関において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

第10条 知事は、前条第2号に規定する場合を除くほか、研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により当該研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 知事は、研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が前条第1号の期間に満たないときは、当該研修資金の返還の一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例及び宮崎県産科専門医研修資金貸与条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例(平成20年宮崎県条例第25号)

(2) 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例(平成30年宮崎県条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例又は宮崎県産科専門医研修資金貸与条例の規定に基づいて貸与された研修資金は、この条例の規定に基づいて貸与された研修資金とみなす。

4 第9条第1号及び第10条第2項の規定は、施行日以後に新たに研修資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き研修資金の貸与を受けている者及び同日前に研修資金の貸与を受けていた者の研修資金の返還については、なお従前の例による。

手話等の普及及び利用促進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第11号

手話等の普及及び利用促進に関する条例

言語は、人々が交流し、情報を伝達し、お互いの感情を理解し合い、意思疎通を図るための手段であり、生きていくために欠かすことのできないものである。

障がい者にとって、意思疎通のための手段は、手話、要約筆記、点字、触手話、代筆等多岐にわたるが、障がい者が自らの障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえ、日常的な困難を抱えている人は少なくない。なかでも、手話にあつては、ろう教育において読唇及び発声の訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制約された時代があり、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史を持っている。

このような中、平成18年の国際連合総会において採択され、平成26年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約においては、言語には音声言語のみならず、手話その他の形態の非音声言語が含まれること及び意思疎通には言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通等の多様な手段があることが明記されたところである。

また、我が国では、平成23年に改正された障害者基本法において、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本原則の一つとして、全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと定められたところである。

このような状況の下、本県は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指し、平成28年3月、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例を制定した。同条例では、

基本理念の一つとして、全ての障がいのある人は手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないことが掲げられたところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、障がい者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語としての手話の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁(障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、触手話、代読、代筆その他の障がい者が他者との意思疎通を図るための手段をいう。
- (4) 意思疎通支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳及び介助、点訳、音訳を行う者その他の障がい者と他者との意思疎通を支援する者をいう。
- (5) 障がい者関係団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 障がい者の社会参加及び自立を促進することを目的とする団体であって、障がい者及びその家族等を構成員とするもの
 - イ 障がいの特性に応じた意思疎通手段を通じて障がい者等と交流することを目的とする団体であって、その意思疎通手段について学習する者をその構成員とするもの
 - ウ その他障がい者がその障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用するための支援を行う団体

(基本理念)

第3条 言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 言語としての手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進は、全ての県民が、共生社会の実現にとって障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村、関係機関及び関係団体(以下「市町村等」という。)と連携して、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する総合的な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がい者、障がい者関係団体、意思疎通支援者等の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

3 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をするものとする。

(市町村等との連携)

第5条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、市町村等との連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がい者関係団体の役割)

第7条 障がい者関係団体は、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択する機会が確保されることの重要性について、県民、事業者等の理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第9条 県は、都道府県障害者計画（法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画をいう。）において、言語としての手話の普及及び障がい者の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するために、宮崎県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第1項の施策を推進するために必要な専門的事項について、障がい者関係団体その他の関係団体に意見を聴くよう努めるものとする。

（啓発及び学習の機会の確保）

第10条 県は、県民が言語としての手話の普及に対する理解を深めることができるよう、市町村等と連携し啓発に努めるものとする。

2 県は、県民が障がいの特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めることができるよう、市町村等と連携し、障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する啓発を行うとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。

3 県は、市町村等、障がい者関係団体及び意思疎通支援者と連携し、障がい者及びその保護者等への障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する学習の機会の確保に努めるものとする。

（情報の発信）

第11条 県は、障がい者が円滑に県政に関する情報等を取得することができるよう、情報通信技術の活用配慮しながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

（人材の育成）

第12条 県は、障がい者と他者との意思疎通が円滑に行われるよう、意思疎通支援者等の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第13条 県は、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県主要農作物等種子生産条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県主要農作物等種子生産条例

（目的）

第1条 この条例は、本県の主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関し、県の責務並びに採種団体及び指定種子生産者並びに生産者の役割を明らかにすることにより、主要農作物等の将来にわたる優良かつ低廉な種子の生産及び安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）主要農作物等 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆並びにそばをいう。

（2）採種団体 主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する事項について、県及び農業者団体その他関係者と協議等を行い、当該種子の生産を行う団体をいう。

（3）指定種子生産ほ場 譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物等の種子を生産する者が経営するほ場で、知事が指定したものをいう。

（4）指定種子生産者 指定種子生産ほ場を経営する者をいう。

（5）生産者 主要農作物等を生産する者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、県内に普及すべき主要農作物等の優良な品種について、当該品種の優良な種子の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するとともに、当該施策の推進に必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、農業者団体その他関係者との連携を図るものとする。

（採種団体及び指定種子生産者の役割）

第4条 採種団体及び指定種子生産者は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する第一義的責任を有していることを認識し、主要農作物等の優良な種子を安定的に確保するために必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 採種団体及び指定種子生産者は、県が実施する主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（生産者の役割）

第5条 生産者は、優良な種子の利用及び積極的な種子の更新を行うことにより、主要農作物等の優良な生産物を消費者に提供できるよう努めるものとする。

2 生産者は、県が実施する主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(優良な種子の計画的な生産)

第6条 知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行うとともに、毎年度、優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定し、当該計画に基づく原種及び原原種の生産及び指定種子生産ほ場の指定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により指定した指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況等及び当該ほ場において生産された主要農作物等の種子の発芽の良否等について審査し、その結果を指定種子生産者に通知するものとする。

(指導等)

第7条 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及のために必要な指導、助言及び勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）				
1 使用料				1 使用料				
施設の種別	単位	金額		施設の種別	単位	金額		
		外航船舶	外航船舶以外の船舶			外航船舶	外航船舶以外の船舶	
[略]				[略]				
係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	<u>1円22銭</u>	係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	<u>1円24銭</u>	
	積卸貨物通過1トンにつき	[略]	61円10銭以内で規則で定める額		積卸貨物通過1トンにつき	[略]	62円23銭以内で規則で定める額	
	旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	<u>2円44銭</u>		旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	<u>2円49銭</u>	
	6歳以上12歳未満1人につき	[略]	<u>1円22銭</u>		6歳以上12歳未満1人につき	[略]	<u>1円24銭</u>	
廃油処理施設	廃油1トンにつき	[略]	880円	廃油処理施設	廃油1トンにつき	[略]	<u>895円</u>	
[略]				[略]				
2 漁港施設占用料				2 漁港施設占用料				
区分	単位	金額		区分	単位	金額		摘要
		占用期間が1月以上の場合	占用期間が1月未満の場合			占用期間が1月以上の場合	占用期間が1月未満の場合	
電柱	1本1年につき	[略]	<u>755円</u>	電柱	1本1年につき	[略]	<u>770円</u>	[略]
電話柱		[略]	<u>755円</u>	電話柱		[略]	<u>770円</u>	
街灯		[略]	<u>215円</u>	街灯		[略]	<u>220円</u>	
その他の柱類		[略]	<u>560円</u>	その他の柱類		[略]	<u>570円</u>	
変圧塔その他これに類する	1個1年につき	[略]	<u>660円</u>	変圧塔その他これに類する	1個1年につき	[略]	<u>670円</u>	

もの及び公衆電話所					
郵便差出箱			[略]	270円	
広告塔		表示面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	1,135円	
看板	[略]				
	その他 のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき		1,100円	
送電塔		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	560円	
[略]					
その他の 工作 物	係留施設を 占用する 場合	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	[略]		
	漁港施設 用地を 占用する 場合		[略]	58円4銭 以内で規 則で定め る額	
その他	係留施設を 占用する 場合	4 日以上の一 時占用 初日から占 用面積 1 平 方メートル 1 日につき		9円16銭	
	その他の施設 を 占用 する 場 合	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	46円43銭以内で規則で定める額		

[略]

別表第 2 (第14条関係)

1 土砂採取料

区分	単位	金額	摘要
砂	1 立方メー トル	134円	
土砂		111円	
砂利		159円	
栗石		159円	
転石	直径60センチメートル未満	67円	[略]
	直径60センチメートル以上	111円	

[略]

2 水域等占用料

区分	単位	金額		摘要
		占用期間が1月以上の場合	占用期間が1月未満の場合	

もの及び公衆電話所					
郵便差出箱			[略]	275円	
広告塔		表示面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	1,155円	
看板	[略]				
	その他 のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき		1,120円	
送電塔		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	570円	
[略]					
その他の 工作 物	係留施設を 占用する 場合	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	[略]		
	漁港施設 用地を 占用する 場合		[略]	59円11銭 以内で規 則で定め る額	
その他	係留施設を 占用する 場合	4 日以上の一 時占用 初日から占 用面積 1 平 方メートル 1 日につき		9円33銭	
	その他の施設 を 占用 する 場 合	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	47円29銭以内で規則で定める額		

[略]

別表第 2 (第14条関係)

1 土砂採取料

区分	単位	金額	摘要
砂	1 立方メー トル	136円	
土砂		113円	
砂利		162円	
栗石		162円	
転石	直径60センチメートル未満	68円	[略]
	直径60センチメートル以上	113円	

[略]

2 水域等占用料

区分	単位	金額		摘要
		占用期間が1月以上の場合	占用期間が1月未満の場合	

仮設建築物	1平方メートル1月につき	[略]	58円4銭		仮設建築物	1平方メートル1月につき	[略]	59円11銭	
栈橋、物揚場、渡船場又は係船場	1平方メートル1年につき	[略]			栈橋、物揚場、渡船場又は係船場	1平方メートル1年につき	[略]		
漁業用工作物		[略]	46円43銭		漁業用工作物		[略]	47円29銭	
電柱	1本1年につき	[略]	755円	[略]	電柱	1本1年につき	[略]	770円	[略]
電話柱		[略]	755円		電話柱		[略]	770円	
街灯		[略]	215円		街灯		[略]	220円	
その他の柱類		[略]	560円		その他の柱類		[略]	570円	
[略]					[略]				
物揚場	1平方メートル1月につき	[略]	11円61銭		物揚場	1平方メートル1月につき	[略]	11円83銭	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第5条関係） 使用料					別表第1（第5条関係） 使用料				
種別	単位	金額（年額）		摘要	種別	単位	金額（年額）		摘要
		許可期間が1月以上の場合	許可期間が1月未満の場合				許可期間が1月以上の場合	許可期間が1月未満の場合	
電柱	1本	[略]	567円	[略]	電柱	1本	[略]	578円	[略]
鉄塔	1基	[略]	744円	[略]	鉄塔	1基	[略]	758円	[略]
諸管類埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	[略]	67円	諸管類埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	[略]	68円
	口径50センチメートル以上のもの	同	[略]	129円			同	[略]	131円
橋りょう	1平方メートル	[略]	56円	[略]	橋りょう	1平方メートル	[略]	57円	[略]
広告板、広告塔類	同	[略]	1,014円	[略]	広告板、広告塔類	同	[略]	1,033円	[略]
係船施設	係船場	同	[略]	244円	係船施設	係船場	同	[略]	249円
	係船杭	1本	[略]	79円		係船杭	1本	[略]	80円
いけす、いかだ類	1平方メートル	[略]	73円		いけす、いかだ類	1平方メートル	[略]	75円	

	ル								
小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物	同	[略]	147円	[略]	小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物	同	[略]	150円	[略]
栈橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物	同	[略]	73円	[略]	栈橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物	同	[略]	75円	[略]
[略]					[略]				
別表第 2（第 5 条関係） 土石等採取料					別表第 2（第 5 条関係） 土石等採取料				
種別	単位	金額	摘要		種別	単位	金額	摘要	
砂	1 立方メートル	134円			砂	1 立方メートル	136円		
土砂	同	111円			土砂	同	113円		
砂利	同	159円			砂利	同	162円		
栗石	同	159円			栗石	同	162円		
転石	直径60センチメートル未満	1 個	67円	[略]	転石	直径60センチメートル未満	1 個	68円	[略]
	直径60センチメートル以上	同	111円			直径60センチメートル以上	同	113円	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第15号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項本文の占用の期間が1月未満である道路の占用に係る占用料の額は、同項本文の規定により算出した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算出することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項本文の占用の期間が1月未満である道路の占用に係る占用料の額は、同項本文の規定により算出した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算出することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法に基づく流水占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後									
別表第 1 (第 2 条関係)						別表第 1 (第 2 条関係)									
流水占用料						流水占用料									
種別	区分	金額 (次の式により算出した額)		摘要		種別	区分	金額 (次の式により算出した額)		摘要					
[略]						[略]									
工業用		1,867円×使用水量× <u>1.08</u>		[略]		工業用		1,867円×使用水量× <u>1.1</u>		[略]					
原動力用		62円×使用水量× <u>1.08</u>		[略]		原動力用		62円×使用水量× <u>1.1</u>		[略]					
その他		624円×使用水量× <u>1.08</u>		[略]		その他		624円×使用水量× <u>1.1</u>		[略]					
[略]						[略]									
別表第 2 (第 2 条関係)						別表第 2 (第 2 条関係)									
土地占用料						土地占用料									
種別	単位	金額 (年額)				摘要	種別	単位	金額 (年額)				摘要		
		占用期間が1月以上の場合		占用期間が1月未満の場合					占用期間が1月以上の場合		占用期間が1月未満の場合				
		市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地			市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地				
工	電柱	1本	[略]	737円	567円	[略]	工	電柱	1本	[略]	750円	578円	[略]		
作	鉄塔	1基	[略]	940円	744円	[略]	作	鉄塔	1基	[略]	957円	758円	[略]		
物	諸管 埋架 設物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	84円	67円	[略]	物	諸管 埋架 設物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	86円	68円	[略]
		口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	[略]	158円	129円				口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	[略]	161円	131円	
	橋りょう	1平方 メートル	[略]	79円	56円	[略]		橋りょう	1平方 メートル	[略]	80円	57円	[略]		
	広告板、 広告塔類	同	[略]	1,931 円	1,014 円	[略]		広告板、 広告塔類	同	[略]	1,967 円	1,033 円	[略]		
	係船場	同	[略]	367円	244円			係船場	同	[略]	374円	249円			
	係船杭	1本	[略]	110円	79円			係船杭	1本	[略]	112円	80円			
	やな	1平方 メートル	[略]	231円	147円	[略]		やな	1平方 メートル	[略]	235円	150円	[略]		
	いけす、 い か だ 類	同	[略]	117円	73円			いけす、 い か だ 類	同	[略]	119円	75円			

小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物	同	[略]	231円	147円	[略]
棧橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物	同	[略]	117円	73円	
建物	同	[略]	117円	73円	
農地	同	[略]	7円24銭	6円4銭	
採草地	同	[略]	7円24銭	6円4銭	
現形占用地（漁業用地を除く。）	同	[略]	42円	30円	
ゴルフ場	同	[略]	9円67銭	6円4銭	
公園緑地及び運動場	同	[略]	42円	30円	

[略]

別表第3（第2条関係）

土石等採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1立方メートル	134円	
土砂	同	111円	
砂利	同	159円	
栗石	同	159円	
転石	直径60センチメートル未満	67円	[略]
	直径60センチメートル以上	111円	

[略]

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸法に基づく占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係） 占用料				別表第1（第2条関係） 占用料			
		金額（年額）				金額（年額）	
		占用期間が1月以上の 場合	占用期間が1月 未満の場合			占用期間が1月 以上の 場合	占用期間が1月 未満の場合

種別		単位	市の 区域 内の 土地	町村 の区 域内 の土 地	市の区 域内 の土 地	町村の 区域 内の 土地	摘要	
工 作 物	電柱	1本	[略]	[略]	737円	567円	[略]	
	鉄塔	1基	[略]	[略]	940円	744円	[略]	
	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	[略]	84円	67円	[略]
		口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	[略]	[略]	158円	129円	
	橋りょう	1平 方メ ートル	[略]	[略]	79円	56円	[略]	
	広告板、広 告塔類	同	[略]	[略]	1,931 円	1,014 円	[略]	
	係 船 施 設	係船場	同	[略]	[略]	367円	244円	
		係船杭	1本	[略]	[略]	110円	79円	
	いけす、い かだ類	1平 方メ ートル	[略]	[略]	117円	73円		
	小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]	[略]	231円	147円	[略]	
	栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]	[略]	117円	73円		
	建物	同	[略]	[略]	117円	73円		
農地	同	[略]	[略]	7円24 銭	6円4 銭			
採草地	同	[略]	[略]	7円24 銭	6円4 銭			
現形占用地（漁 業用地を除く。 ）	同	[略]	[略]	42円	30円			
ゴルフ場	同	[略]	[略]	9円67 銭	6円4 銭			
公園緑地及び運 動場	同	[略]	[略]	42円	30円			
[略]								

種別		単位	市の 区域 内の 土地	町村 の区 域内 の土 地	市の区 域内 の土 地	町村の 区域 内の 土地	摘要	
工 作 物	電柱	1本	[略]	[略]	750円	578円	[略]	
	鉄塔	1基	[略]	[略]	957円	758円	[略]	
	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	[略]	86円	68円	[略]
		口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	[略]	[略]	161円	131円	
	橋りょう	1平 方メ ートル	[略]	[略]	80円	57円	[略]	
	広告板、広 告塔類	同	[略]	[略]	1,967 円	1,033 円	[略]	
	係 船 施 設	係船場	同	[略]	[略]	374円	249円	
		係船杭	1本	[略]	[略]	112円	80円	
	いけす、い かだ類	1平 方メ ートル	[略]	[略]	119円	75円		
	小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]	[略]	235円	150円	[略]	
	栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]	[略]	119円	75円		
	建物	同	[略]	[略]	119円	75円		
農地	同	[略]	[略]	7円37 銭	6円15 銭			
採草地	同	[略]	[略]	7円37 銭	6円15 銭			
現形占用地（漁 業用地を除く。 ）	同	[略]	[略]	43円	31円			
ゴルフ場	同	[略]	[略]	9円85 銭	6円15 銭			
公園緑地及び運 動場	同	[略]	[略]	43円	31円			
[略]								

別表第 2（第 2 条関係）

土石採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1 立方メートル	134円	
土砂	同	111円	
砂利	同	159円	
栗石	同	159円	
転石	直径60センチメートル未満	1 個	[略]
	直径60センチメートル以上	同	
[略]			

[略]

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第 2（第 2 条関係）

土石採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1 立方メートル	136円	
土砂	同	113円	
砂利	同	162円	
栗石	同	162円	
転石	直径60センチメートル未満	1 個	[略]
	直径60センチメートル以上	同	
[略]			

[略]

[略]